

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

			資料番号	6 5	担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	3 5 の 5	不利益処分の種類	消費設備の基準適合命令	
<p>○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年12月28日法律第149号)  (液化石油ガスの充てんの作業等)  <u>第35条の5 都道府県知事は、消費設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</u></p> <p>[参考条文]  ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成9年3月10日通商産業省令第11号)  第44条 (消費設備の技術上の基準)</p>						